

大和都市計画地区計画の変更(生駒市決定)

都市計画生駒市白庭台地区地区計画を次のように変更する。

| | |
|--------------------|---|
| 名称 | 生駒市白庭台地区地区計画 |
| 位置 | 生駒市白庭台1丁目、2丁目の一部、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び上町の一部 |
| 面積 | 約63.6ha |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | <p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、本市の中心市街地から北東約3.5kmに位置しており、地区内を都市計画道路奈良阪南田原線及び都市計画道路俵口上線が交差すると共に、本市北部地域と大阪市中心部とを結ぶけいはんな線の白庭台駅が本地区の中心に整備され、交通の便に恵まれた地域である。本地区は、宅地開発事業により道路、公園等の公共施設が一体的に整備された、自然に恵まれた健全な住宅市街地として発展し、今後さらに、土地区画整理事業による面的整備が図られる地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、合理的な土地利用計画のもとに建築物等の規制、誘導を積極的に推進し、健全な住宅市街地の形成を図るとともに良好な住環境の維持・増進を図ることを目標とする。</p> |
| | <p>土地利用の方針</p> <p>宅地開発事業および土地区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、地区を細区分して地区の特性に応じた土地利用を積極的に推進し良好な街並みを形成する。</p> <p>本地区は、主としてゆとりと潤いのある低層専用住宅地区及び、多様な世代間交流を目指す集合住宅地区として発展させるとともに、けいはんな線白庭台駅周辺においては、駅利用者の利便性を考慮した適正な公共施設等の配置を図るとともに、地区の中心にふさわしい商業・業務施設等の整備を誘導する駅前センター地区を配置する。また、都市計画道路が交差する付近には、地区住民の日常生活の利便性を考慮した、魅力ある店舗等を周辺の宅地との調和を保ちつつ配置する。</p> |
| | <p>地区施設の整備方針</p> <p>民間宅地開発事業により整備された公共施設については、その機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>特に、低層専用住宅地区及び低層一般住宅地区に面する部分については、都市計画道路の植樹帯は原則として切り込みを認めない。</p> |
| | <p>建築物等の整備方針</p> <p>1 低層専用住宅地区 閑静で潤いのある低層専用住宅地区としての居住環境を形成・保全するため、建築物の用途の制限、敷地の細分化を防止するとともに建築物等の形態又は意匠の制限を行い、また、緑化を推進するものとする。</p> <p>2 低層一般住宅地区 地区の住民の利便性を考慮して、店舗等の小規模な兼用住宅が立地できる地区としての居住環境を形成、保全するため、建築物の用途の制限、敷地の細分化を防止するとともに建築物等の形態又は意匠の制限を行い、また、緑化を推進するものとする。</p> <p>3 集合住宅地区 多様な世代間の交流を目指し、ゆとりと潤いのある中高層住宅地区としての居住環境の形成・保全を図るとともに、周辺の低層専用住宅地区、低層一般住宅地区との調和を図るため、建築物の用途の制限、建築物の高さの制限、建築物等の形態又は意匠の制限を行うものとする。また、本地区の緑化を推進するため、地区の外周部分については原則として植樹帯の設置を行うものとする。</p> <p>4 駅前センター地区 地区の中心核として、地区住民及び駅利用者の利便性を考慮した、商業その他業務施設等の誘導を図り、地区住民の活気あふれるセンター地域として、周辺地域の土地利用と整合性を図りつつ良好な街並み形成のため、建築物の用途の制限、建築物の壁面の位置の制限を行うものとする。</p> <p>5 沿道利用地区A・B・C 地区住民の生活利便施設を集積するとともに、幹線道路沿道という地区の特性を活かした業務施設等の誘導を図るため、建築物の用途の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の壁面の位置の制限を行うものとする。</p> <p>6 鉄道施設地区A・B けいはんな線白庭台駅と鉄道敷を含む地区で、鉄道事業本来の施設と住民の利便施設等を設け、周辺地域との整合を図りつつ、建築物の用途の制限を行う。</p> <p>7 公共公益施設地区 公共公益施設については、周辺地区と整合性を図りつつ、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。</p> |

| | 地区区分 | 名称 | 低層専用住宅地区 | 低層一般住宅地区 | 沿道利用地区A | 沿道利用地区B | 沿道利用地区C | 集合住宅地区 | 駅前センター地区 | 鉄道施設地区A | 鉄道施設地区B(①、②) |
|--------|------------|-----------|--|--|---|--|---|--|--|--|---|
| | | 面積 | 約47.9ha | 約4.0ha | 約1.0ha | 約0.3ha | 約0.5ha | 約4.0ha | 約1.7ha | 約0.3ha | 約0.3ha |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の用途の制限 | <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。以下「低層専用住宅地区」の欄において「住宅」という。)</p> <p>2 別表第1(あ)項に掲げる住宅(同項第1号、第6号又は第7号に掲げる用途を兼ねる住宅に限る。)</p> <p>3 幼稚園、保育所、公民館又は集会所</p> <p>4 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。)</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第1(イ)項に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>6 前各号の建築物に附属するもの(別表第1(エ)項に掲げるものを除く。)</p> | <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。以下「低層一般住宅地区」の欄において「住宅」という。)</p> <p>2 別表第1(あ)項に掲げる住宅</p> <p>3 幼稚園、公民館、集会所又は保育所</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。)</p> <p>6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第1(イ)項に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの(別表第1(エ)項に掲げるものを除く。)</p> | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に係るもの。)</p> <p>2 建築物の1階部分を共同住宅の用に供するもの</p> <p>3 寄宿舎又は下宿</p> <p>4 工場(別表第1(ウ)項に掲げるものを除く。)</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>10倉庫業を営む倉庫</p> <p>11別表第2に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあっては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物</p> | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 建築物の1階部分を住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に係るもの。)及び共同住宅の用に供するもの</p> <p>2 寄宿舎又は下宿</p> <p>3 工場(別表第1(ウ)項に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。)</p> <p>4 工場(別表第1(ウ)項に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。)</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 自動車教習所</p> <p>7 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に係るもの。)</p> <p>2 建築物の1階部分を共同住宅の用に供するもの</p> <p>3 寄宿舎又は下宿</p> <p>4 工場(別表第1(ウ)項に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。)</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>10倉庫業を営む倉庫</p> <p>11別表第2に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあっては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供するもの(ただし、建築物に附属するものを除く。)</p> | <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 共同住宅(建築基準法別表第2(イ)項第3号に係るもの。)</p> <p>2 公民館又は集会所その他これらに類するもの</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>5 診療所(患者の収容施設を持つものを除く。)</p> <p>6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第1(イ)項に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>8 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>9 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令130条の5の5に掲げるものを除く。)</p> | <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に係るもの。)</p> <p>2 共同住宅</p> <p>3 寄宿舎又は下宿</p> <p>4 工場(別表第1(ウ)項に掲げるものを除く。)</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用に供する施設</p> <p>8 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>10自動車教習所</p> <p>11床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎(動物病院の用に供するものを除く。)</p> <p>12倉庫業を営む倉庫</p> <p>13別表第2に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあっては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物</p> | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に係るもの。)</p> <p>2 共同住宅</p> <p>3 寄宿舎又は下宿</p> <p>4 工場(別表第1(ウ)項に掲げるものを除く。)</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用に供する施設</p> <p>8 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>10自動車教習所</p> <p>11床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>12倉庫業を営む倉庫</p> <p>13別表第2に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあっては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物</p> | <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 次に掲げる鉄道事業の用に供する建築物 (1)運転保安施設 (2)倉庫 (3)詰所 (4)その他鉄道事業の用に供するものうち、鉄道車庫、車両検査修繕施設、変電所施設を除き、周辺住環境に悪影響を及ぼさないもの</p> <p>2 自動車車庫(ただし、②の区域を除く。)</p> <p>3 駐輪場(ただし、②の区域を除く。)</p> |
| | | 最低限度 | 建築物の敷地面積の | 165平方メートル | 165平方メートル | — | — | — | — | — | — |

| 地区区分 | 名称 | 低層専用住宅地区 | 低層一般住宅地区 | 沿道利用地区A | 沿道利用地区B | 沿道利用地区C | 集合住宅地区 | 駅前センター地区 | 鉄道施設地区A | 鉄道施設地区B(①、②) |
|-------------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。 |
| 地区整備計画 | 建築物等の壁面の位置の制限 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 高さの制限 | — | — | — | — | — | 14m、17.5m(別図表示区域のとおりとする。) ただし、地階を除く階数は、14mの区域にあつては4以下、17.5mの区域にあつては5以下とする。 | — | — | — |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 自己の用に供する屋外広告物については、次の各号のいずれかに該当するものを設置してはならない。 ただし、白庭台住宅地の宅地及び住宅の販売に関するものを除く。 (1)表示面積(同一敷地内に2以上ある場合はその合計)が2平方メートルを超えるもの (2)屋上に設置するもの | 自己の用に供する屋外広告物については、次の各号のいずれかに該当するものを設置してはならない。 ただし、白庭台住宅地の宅地及び住宅の販売に関するものを除く。 (1)表示面積(同一敷地内に2以上ある場合はその合計)が2平方メートルを超えるもの (2)屋上に設置するもの | — | 自己の用に供さない屋外広告物については、設置してはならない。 ただし、白庭台住宅地の宅地及び住宅の販売に関するものを除く。 | — | 屋外広告物については、次の各号のいずれかに該当するものを設置してはならない。 (1)自己の用に供さないもの ただし、白庭台住宅地の宅地及び住宅の販売に関するものを除く。 (2)屋上に設置するもの | — | — | 屋外広告物については、次の各号のいずれかに該当するものを設置してはならない。 (1)自己の用に供さないもの ただし、白庭台住宅地の宅地及び住宅の販売に関するものを除く。 (2)屋上に設置するもの |
| かき又はさく構造の制限 | — | — | — | — | — | 都市計画道路高山富雄小泉線に面する側に設置する場合は、生垣(生垣を支える高さ60cm以下のブロック積み等及び生垣と併設される透視可能なネット、鉄柵又はフェンスを含む。)とする。 ただし、道路境界との間に50cm以上の植栽帯を設け、その後ろに設置する場合は、この限りでない。 | — | — | — | — |
| 土地の利用に関する事項 | 緑地帯の保全に関する制限 | — | — | — | — | — | 計画図に表示する区域については、原則として植樹帯を設置するものとする。ただし、本地区に建築された建築物への進入口、車の出入口、歩道、階段その他建築物の付帯施設、及び消防水利等公共公益の用に供する部分は除く。 | — | — | — |

区域、地区施設、地区の細区分の配置は計画図表示のとおり

別表第1

| | |
|------------|--|
| <p>(あ)</p> | <p>延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねる住宅(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(1) 事務所(汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く)</p> <p>(2) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>(3) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(4) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(5) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(7) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> |
| <p>(い)</p> | <p>(1) 郵便局で延べ面積が500平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者がその事業の用に供する次のア及びイに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの</p> <p>ア 電気通信交換所</p> <p>イ 電報業務取扱所</p> <p>(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する次のア及びイに掲げる施設である建築物</p> <p>ア 開閉所</p> <p>イ 変電所(電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。)</p> <p>(7) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する次のアからウまで掲げる施設である建築物</p> <p>ア バルブステーション</p> <p>イ ガバナーステーション</p> <p>ウ 特定ガス発生設備(液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)</p> <p>(8) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物(液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)</p> <p>(9) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設(給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。)である建築物</p> <p>(10) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する次のア及びイに掲げる施設である建築物</p> <p>ア 合流式のポンプ施設(排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。)</p> <p>イ 分流式のポンプ施設(排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。)</p> <p>(11) 都市高速鉄道の用に供する次のアからウまでに掲げる施設である建築物(アに掲げる施設である建築物にあっては、執務の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。)</p> <p>ア 停車場又は停留所</p> <p>イ 開閉所</p> <p>ウ 変電所(電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。)</p> |
| <p>(う)</p> | <p>パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。)を営む工場(原動機を使用する魚肉の練製品の製造業又は糖衣機を使用する製品の製造業を営むものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> |
| <p>(え)</p> | <p>(1) 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が600平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 総合的設計による一団地の建築物に附属する自動車車庫で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫の床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該団地内の敷地ごとに前号の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>(3) 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>(4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(5) 別表第2に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めない場合にあっては、その数量は問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物</p> |

別表第2

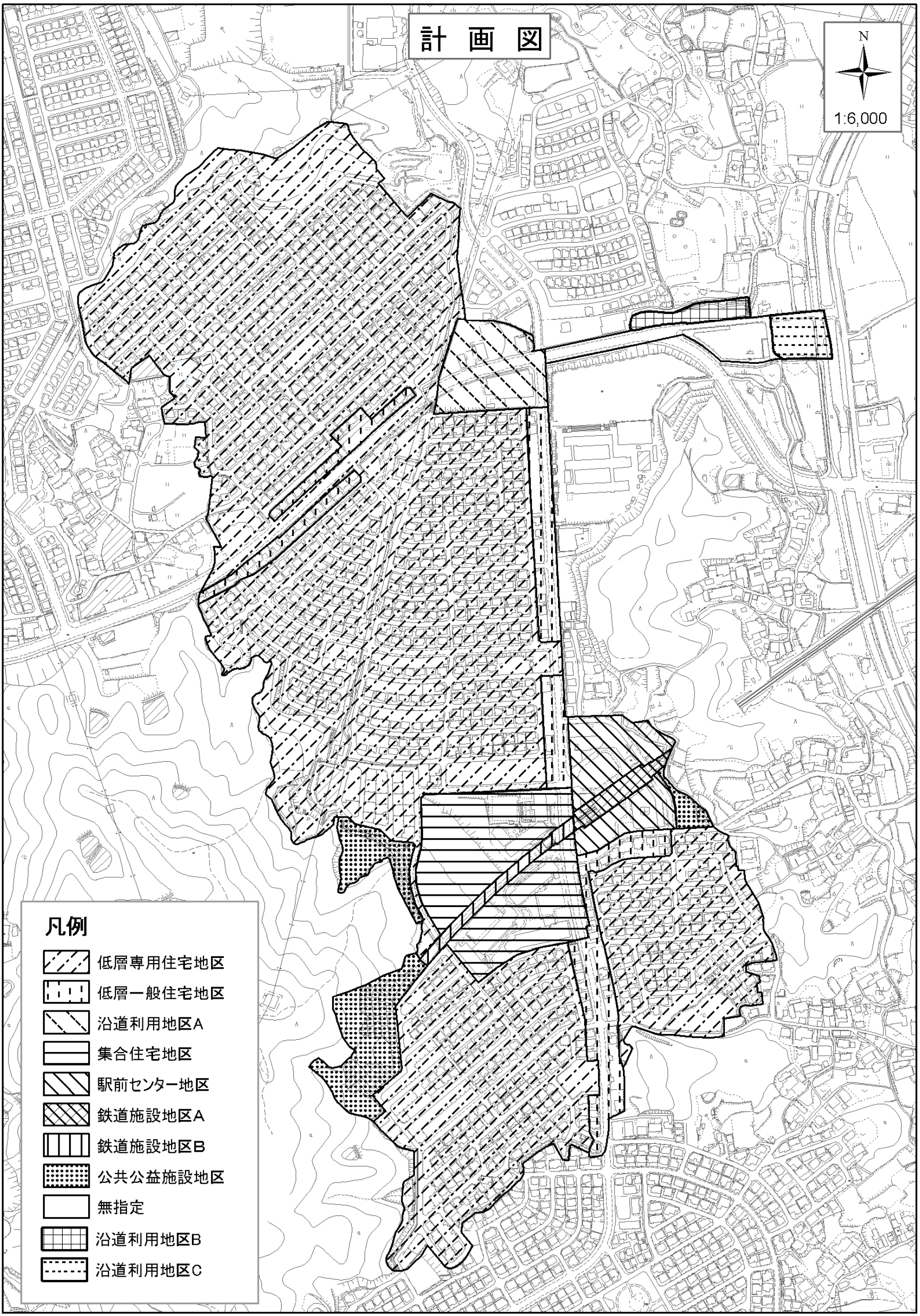
| 危険物 | | 数量 | 危険物 | | 数量 | | |
|---------------------------------|--------------------|--|------------|-------------------|------------|-------------|-------------|
| 火薬縮法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く） | 火薬 | 20 ㌔グラム | 第2類 | 鉄粉 | 500 ㌔グラム | | |
| | 爆薬 | | | 第2種可燃性固体 | 500 ㌔グラム | | |
| | 工業雷管、電気雷管及び信号雷管 | | | 引火性固体 | 1,000 ㌔グラム | | |
| | 銃用雷管 | 30,000個 | 第3類 | カリウム | 10 ㌔グラム | | |
| | 実包及び空包 | 2,000個 | | ナトリウム | 10 ㌔グラム | | |
| | 信管及び火管 | | | アルキルアルミニウム | 10 ㌔グラム | | |
| | 導爆線 | | | アルキルリチウム | 10 ㌔グラム | | |
| | 導火線 | 1㌔メートル | | 第1種自然発火性物質及び禁水性物質 | 10 ㌔グラム | | |
| | 電気導火線 | | | 黄りん | 20 ㌔グラム | | |
| | 信号炎管、信号火箭及び煙火 | 25 ㌔グラム | | 第2種自然発火性物質及び禁水性物質 | 50 ㌔グラム | | |
| | その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 | 当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。 | | 第3種自然発火性物質及び禁水性物質 | 300 ㌔グラム | | |
| | マッチ | 15 マッチトン | | 第4類 | 特殊引火物 | 50 リットル | |
| 圧縮ガス | 350 立方メートル | 第1石油類 | 非水溶性液体 | | 1,000 リットル | | |
| 液化ガス | 3.5 トン | | 水溶性液体 | | 2,000 リットル | | |
| 可燃性ガス | 35 立方メートル | アルコール類 | 400 リットル | | | | |
| 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物 | 第1類 | 第1種酸化性固体 | 50 ㌔グラム | | 第2石油類 | 非水溶性液体 | 5,000 リットル |
| | | 第2種酸化性固体 | 300 ㌔グラム | | | 水溶性液体 | 10,000 リットル |
| | | 第3種酸化性固体 | 1,000 ㌔グラム | | 第3石油類 | 非水溶性液体 | 10,000 リットル |
| | 第2類 | 硫化りん | 100 ㌔グラム | | | 水溶性液体 | 20,000 リットル |
| | | 赤りん | 100 ㌔グラム | | 第4石油類 | 30,000 リットル | |
| | | 硫黄 | 100 ㌔グラム | | 動植物油類 | 10,000 リットル | |
| 第1種可燃性固体 | | 100 ㌔グラム | 第5類 | 第1種自己反応性物質 | 10 ㌔グラム | | |
| | | 第2種自己反応性物質 | | 100 ㌔グラム | | | |
| | | | | 第6類 | 300 ㌔グラム | | |

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物



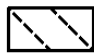
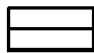




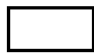
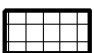

備考

- この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。
- 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。
- この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に掲げる危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除き、それらの商を加えた数値が1である場合における数量とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。

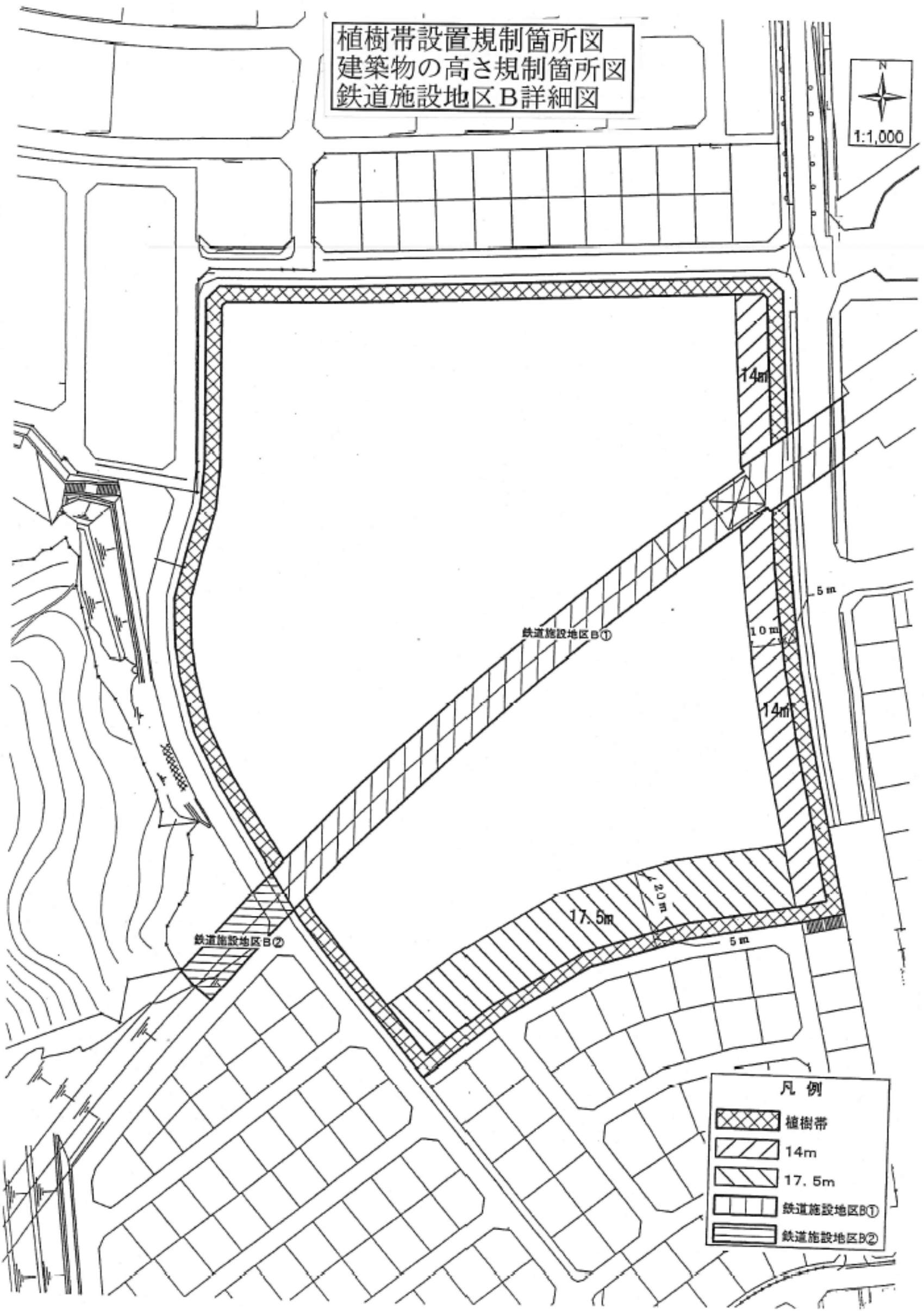
計 画 図



凡 例

-  低層専用住宅地区
-  低層一般住宅地区
-  沿道利用地区A
-  集合住宅地区
-  駅前センター地区
-  鉄道施設地区A
-  鉄道施設地区B
-  公共公益施設地区
-  無指定
-  沿道利用地区B
-  沿道利用地区C

植樹帯設置規制箇所図
 建築物の高さ規制箇所図
 鉄道施設地区B詳細図



凡例

| | |
|--|----------|
| | 植樹帯 |
| | 14m |
| | 17.5m |
| | 鉄道施設地区B① |
| | 鉄道施設地区B② |